

平成23年度

市町村決算の概況

和歌山県総務部総務管理局市町村課

和歌山県



平成24年3月31日現在

目 次

第1 平成23年度決算に基づく健全化判断比率等	
(1) 健全化判断比率	1
(2) 資金不足比率	1
第2 普通会計	
1 平成23年度市町村決算の概要	14
(1) 決算規模	14
(2) 決算収支	16
(3) 歳入	18
(4) 歳出	26
(5) 財政構造の弾力性	37
(6) 将来にわたる財政負担	38
(7) まとめ	42
2 平成23年度市町村決算の各種数値等	44
第1表 市町村の概況に関する調	44
第2表 決算状況総括表	48
第3表 年度別決算対比表	49
第4表 平成23年度・平成22年度歳入対比表	50
第5表 歳出性質別・目的別一覧表	51
第6表 平成23年度・平成22年度歳出目的別対比表	52
第7表 歳出性質別財源内訳表	53
第8表 年度別歳入の推移	55
第9表 年度別歳出(性質)の推移	56
第10表 市町村別決算状況表	57
第11表 市町村別歳入内訳表	59
第12表 地方税・地方交付税・地方債の歳入総額に占める割合	61
第13表 市町村別法定普通税徴収実績調	62
第14表 市町村税の徴収実績調(税目別)	63
第15表 市町村税の徴収実績調(市町村別)	64
第16表 目的別歳出調(市町村別)	65
第17表 性質別歳出調(市町村別)	67
第18表 義務的経費・普通建設事業費・投資的経費の歳出総額に占める割合	70
第19表 性質別歳出一般財源等充当額調	71
第20表 消費的・投資的・義務的経費別一般財源充当額調	75
第21表 基金の状況	76
第22表 地方債に関する調	77
第23表 各種指数表	79

目 次

3	平成23年度一部事務組合等（普通会計）決算の概況	83
第1表	一部事務組合等決算状況（普通会計）	84
第2表	一部事務組合等別歳入内訳表	85
第3表	一部事務組合等別歳出目的別調	86
第4表	一部事務組合等別歳出性質別調	87
第3	公営企業会計	
1	平成23年度市町村公営企業決算の概況	88
(1)	事業数	88
(2)	職員数	89
(3)	決算規模	90
(4)	建設投資額	91
(5)	企業債	92
(6)	他会計繰入金	94
(7)	法適用企業の経営状況	95
(8)	法非適用企業の経営状況	99
(9)	地方公営企業経営団体一覧表	102
2	法適用企業の事業別の状況	103
(1)	上水道事業	103
(2)	工業用水道事業	109
(3)	病院事業	113
(4)	観光施設事業	121
(5)	団体別事業別決算状況	124
3	法非適用企業の事業別の状況	125
(1)	簡易水道事業	125
(2)	下水道事業	127
(3)	港湾整備事業	131
(4)	市場事業	132
(5)	と畜場事業	134
(6)	観光施設事業	135
(7)	宅地造成事業	137
(8)	駐車場整備事業	138
(9)	介護サービス事業	139
(10)	団体別事業別決算状況	141
4	決算状況（詳細）	144
(1)	上水道事業	144
(2)	工業用水道事業	151
(3)	病院事業	153

目 次

(4) 観光施設事業（法適用企業）	161
(5) 簡易水道事業	163
(6) 下水道事業	165
(7) 港湾整備事業	170
(8) 市場事業	171
(9) と畜場事業	172
(10) 観光施設事業（法非適用企業）	173
(11) 宅地造成事業（法非適用企業）	175
(12) 駐車場整備事業	176
(13) 介護サービス事業	177
第4 事業会計	
1 交通災害共済事業会計	180
2 国民健康保険事業会計	181
(1) 事業勘定	181
(2) 直診勘定	182
3 介護保険事業会計	183
4 後期高齢者医療事業会計	184
第5 地方公社	
1 平成23年度市町村土地開発公社決算等の概況	185
2 平成23年度市町村第三セクターの概況	193
別冊 平成23年度市町村別決算カード等	

本書における主な用語の意義等は、次のとおりである。

1 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度との関わりにおける地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

2 健全化判断比率

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化団体として財政健全化計画を策定しなければならない。さらに、①と②と③について、財政再生基準以上と悪化した場合は、財政再生団体として、財政再生計画を策定しなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

3 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

4 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいる。

5 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。平成16年度以降は、臨時財政対策債発行可能額もこの標準財政規模に加えられている（地方財政法施行令附則第12条の規定による。）

6 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

7 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。

8 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

9 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

10 資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

11 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値

12 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値

13 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値

14 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計

15 地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称

16 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額

17 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額

18 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した、単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

19 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

20 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金の合計額

21 一般財源等

一般財源に、一般財源と同様に使用される財源を加算したもの。

22 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的な税は、地方道路譲与税、自動車重量譲与税等がある。

23 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う各年度の減収見込額の総額の4分の3から、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収分及び法人税の地方交付税率の引上げによる補填分を控除して交付されるもので、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填する地方税の代替的性格を有する財源である。

24 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定の割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税（基準財政需要額の項を参照）と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。

- 25 **基準財政需要額**
地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付される。
- 26 **基準財政収入額**
地方交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額
- 27 **国庫支出金**
国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等
- 28 **都道府県支出金**
都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部または一部として市町村に交付する支出金とがある。
- 29 **消費的経費**
人件費や消耗品費のように、後年度に形を残さない性質の経費であり、普通建設事業費等に計上されているものは除かれる。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等からなっている。
- 30 **義務的経費**
地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない、極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。
- 31 **投資的経費**
道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる。
- 32 **補助事業**
地方公共団体が国から負担金または補助金を受けて実施する事業。
- 33 **単独事業**
地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業
- 34 **国直轄事業**
国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。
- 35 **地方債計画**
毎年度の財政投融资計画と関連して国が策定する地方債の年度発行計画
- 36 **財源対策債**
昭和51年度以降、地方財源不足額を補填するために発行された建設地方債。その元利償還金の一部が基準財政需要額に算入される。
- 37 **減収補填債**
地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債
- 38 **減税補填債**
平成6～8、10及び11年度における住民税等の減税による減収額を補填するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債
- 39 **臨時財政対策債**
地方財源の不足に対処するため、各地方公共団体において発行する地方財政法第5条の特例となる地方債。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度の基準財政需要額に算入される。また、臨時財政対策債は、通常の地方債とは異なり、経常収支比率や実質公債費率等の算定において一般財源として取り扱う。
- 40 **財政調整基金**
地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

- 41 **減債基金**
地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金
- 42 **経常収支比率**
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に対して、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合
- 43 **財政力指数**
地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間（平成21年度、平成22年度及び平成23年度）の平均値
- 44 **一部事務組合**
都道府県、市町村または特別区が、その事務等の一部を共同処理するために設ける組合のこと。
- 45 **法適用企業・法非適用企業**
地方公営企業のうち地方公営企業法の全部または一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）及びガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）並びに条例で全部または一部を任意で適用する簡易水道及び下水道等の事業（以上、任意適用事業）がある。
- 46 **損益収支**
地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度に発生した収益とそれに対応する費用の状況
- 47 **資本収支**
地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況
- 48 **収益的収入**
地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益
- 49 **資本的収入**
建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入